

大子町災害時要援護者

避難支援計画

平成24年12月改定版

【目 次】

第1章 総 則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成と修正	1
4 避難支援体制の整備方針	1
(1) 要援護者の対象者	1
(2) 対象災害	1
第2章 要援護者の全体把握	2
1 要援護者の把握	
(1) 役割分担	2
(2) 要援護者情報の使用目的	2
(3) 要援護者の対象者	2
第3章 災害時要援護者名簿と個別支援計画の作成	4
1 名簿の作成等	4
(1) 役割分担	4
(2) 名簿への登録方式	4
(3) 登録情報項目	4
(4) 情報の提供先（支援機関等）	4
(5) 申請方法	5
(6) 個人情報の保護	5
2 個別支援計画の作成	5
(1) 個別支援計画の目的	5
(2) 個別支援計画作成の基本方針	5
3 名簿及び個別支援計画の適正管理	5
(1) 管理・保管	5
(2) 使用	5
4 個別支援計画の確認	5
第4章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備	5
1 避難準備情報等の提供	5
2 避難準備情報等の具体的な判断基準	6
3 情報伝達体制の整備	6
(1) 地域における情報伝達体制	6
(2) 防災関係機関及び福祉関係機関への情報伝達体制	6
4 多様な情報伝達手段の整備	6

第5章 避難誘導・安否確認体制の整備	6
1 要援護者の避難体制等整備	6
(1) 地域における避難体制整備	6
(2) 町における避難支援体制整備	6
2 避難に必要な資機材の確保支援	6
3 要援護者の状況に配慮した避難支援方法の普及	6
4 安否確認情報の収集体制	7
(1) 安否情報収集窓口の設置	7
(2) 避難支援者からの報告	7
第6章 福祉避難所における支援	7
1 福祉避難所の指定（協定の締結）	7
(1) 福祉避難所の指定方法	7
(2) 福祉避難所の指定要件	7
2 福祉避難所の整備	7

参考資料

災害時要支援者登録申請書兼台帳
個別支援計画

第1章 総 則

1 計画の目的

この災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）は、大子町（以下「町」という。）における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援体制を確立することを目的とする。

【災害時要援護者とは】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

具体的には、次の者を指す。

- ① 高齢者（一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- ② 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者等）、発達障害者
- ③ 要介護者
- ④ 難病患者、傷病者
- ⑤ 乳幼児、児童
- ⑥ その他（妊娠婦、日本語理解が十分でない外国人、旅行客）など。

2 計画の位置づけ

この計画は、大子町地域防災計画の中に位置づけられた要援護者の避難支援等の安全対策に関する具体化したものである。

3 計画の構成と修正

この計画は、要援護者の避難支援等の安全対策に関する「全体的な考え方」と「方法」を示すもので、「第1章 総則」、「第2章 要援護者の全体把握」、「第3章 要援護者支援台帳と個別支援計画の作成」、「第4章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備」、「第5章 避難誘導・安否確認体制の整備」、「第6章 福祉避難所による支援」の6つの章で構成する。

なお、この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、要援護者の避難支援体制の整備に万全を期するものとする。

4 避難支援体制の整備方針

（1）要援護者の対象者

本計画の対象者は、一人暮らしの高齢者や障害者などで、他者の支援がなければ避難することができない在宅の者とする。

（2）対象災害

本計画の対象災害は、主に地震、風水害とする。

第2章 要援護者の全体把握

災害が発生したとき、要援護者の避難行動、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うために、町内の要援護者の全体把握をし、要援護者の障害の内容・程度、介護の状況、居住地区等、要援護者を支援するために必要な情報を登載した「災害時要援護者名簿」（以下「名簿」という。）を整備できる体制づくりを行う。

1 要援護者の把握

(1) 役割分担

町の関係各課は要援護者の対象者を把握することに努めることとし、福祉課は総合調整を担当するものとする。

- ① 福祉課・・・・高齢者等、障害者、保育所児
- ② 健康増進課・・・・障害者、乳幼児（未就学児）
- ③ 町民課・・・・外国人
- ④ 学校教育課・・・・児童（幼稚園児、小学生）

(2) 把握した要援護者情報の使用目的

- ① 地域ごと及び町全体の要援護者の把握
- ② 災害時要援護者支援制度への登録促進
- ③ 災害時の避難支援及び安否情報の確認

(3) 要援護者の対象者

① 高齢者等

ア 要介護高齢者（介護保険の「要介護3以上」の者）

要介護3：立ち上がりや歩行などが自力ではできない、排泄や入浴、衣類の着脱などにおいて全体の介助が必要な者

イ ねたきり高齢者

在宅の満65歳以上の者で、

介護保険法第19条第1項に基づく要介護認定（以下「要介護認定」という。）において要介護4以上の者で、障害老人の日常生活自立度（ねたきり度）判定基準（平成3年11月18日老健第102号－2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）のランクB－2以上に該当している状態が6箇月（病院の入院期間を含む。）以上継続している者

ウ 認知症高齢者

在宅の満65歳以上の者で、

要介護認定において要介護状態の認定を受けた者で、認知症老人の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）のランクIII以上に該当し、介護負担が大きいと認められ、その状態が継続すると認められる者

エ 一人暮らし高齢者

在宅の満65歳以上の者で、

- ① 常時居住している家屋に同居者がいない者
- ② 同一敷地内に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）又は三親等内の者が居住していない者

オ 高齢者夫婦等世帯の高齢者

65歳以上の者のみからなる世帯及び65歳以上の者と18歳以下の者との世帯の高齢者で、

家屋のある同一敷地内に、19歳以上65歳未満の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）又は三親等内の者が居住していない者

② 障害者

ア 身体障害者（体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者）

視覚障害1・2級、聴覚又は平衡機能の障害2級、肢体不自由（上肢）1・2級、肢体不自由（下肢）1・2級、肢体不自由（体幹）1・2級、肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級、肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能又は移動機能））1・2級、心臓機能障害1級、じん臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、ぼうこう又は直腸の機能障害1級、小腸機能障害1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1・2級

イ 知的障害者（療育手帳判定基準の障害程度「最重度（Ⓐ）及び重度（A）」の者）

最重度（Ⓐ）

① 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）がおおむね20以下の者

② 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当する者
重度A

① 指数がおおむね21以上35以下の者で、上記（Ⓐ）に該当しない者

② 指数がおおむね36以上50以下の者で、障害等級の1級、2級又は3級に該当する者

ウ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

1級：日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者

③ 乳幼児、児童

④ 外国人

第3章 災害時要援護者名簿と個別支援計画の作成

災害時の被害拡大を防ぐためには、国や県、町の対応だけでは限界があり、地域の住民が互いに助け合って、防災活動に取り組むことが重要になる。

特に要援護者は、自力での避難等が困難であるため、地域で支え合う体制を構築することが大切である。そのために、町では災害時要援護者登録制度を実施することとする。

制度の主な内容は、災害発生時に近隣の住民や地域の自主防災組織などによる災害時の支援体制を築き、要援護者と避難支援者を結びつけ、災害時に安否確認や避難支援などができるようにすることである。町は、支援対象者の情報を共有するための名簿を整備する。また、登録された要援護者の避難支援に関する個別支援計画を作成するものとする。

【個別支援計画とは】

一人ひとりの要援護者に対して、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定める個別計画のこと。

1 名簿の作成等

(1) 役割分担

ア 名簿作成・管理者

町は名簿の作成及び管理（主管課は福祉課）を行い、申請書の受付事務、広報紙・ホームページでの制度の周知を図るものとする。

(2) 名簿への登録方式

町は、名簿への登録方式として、次の2つの方を採用する。

① 手上げ方式

制度に関する周知を受けて、避難支援を希望する要援護者が、自ら名簿への登録を希望し、申請する方式

② 同意方式

町職員や、支援機関等が直接、要援護者に働きかけ、本人の同意を得た上で名簿へ登録する方式

(3) 登録情報項目

① 基本情報（住所、氏名、生年月日、障害等の状況など）

② 家族構成等（家族との同居状況、介護している方など）

③ 居住建物構造（木造、鉄筋の別など）

④ 支援体制情報（緊急時連絡先、緊急通報システムの有無、かかりつけ医、避難支援者など）

⑤ その他（支援活動に必要と思われる情報など）

(4) 情報の提供先（支援機関等）

① 警察署

② 消防本部

③ 居住管内自主防災組織

④ 民生委員児童委員

⑤ 町社会福祉協議会

⑥ 行政連絡区長

(5) 申請方法

要援護者本人による申請。(個人情報提供に関する本人の同意を得るため)

(6) 個人情報の保護

台帳の取扱いについては、町個人情報保護条例を遵守する。なお、町（行政内部）以外へ台帳情報を提供する場合は、避難支援に係る必要最低限の情報にとどめる。

2 個別支援計画の作成

(1) 個別支援計画の目的

町は、要援護者の安否確認や避難誘導を迅速に行うために、要援護者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。

(2) 個別支援計画作成の基本方針

①個別支援計画の作成主体

町は、名簿に登録された要援護者について、本人への聞き取りを基本としながら、個別支援計画を作成するものとする。その際、町は、近隣者、区長、民生委員児童委員の意見を聞くことができる。

②個別支援計画の内容

個別支援計画には、避難支援者、避難場所、情報伝達・避難誘導・避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載するものとする。

3 名簿及び個別支援計画の適正管理

(1) 管理・保管

名簿及び個別支援計画は、福祉課が管理・保管し、必要に応じ適宜内容を更新するものとする。

(2) 使用

名簿及び個別支援計画を使用する支援機関等及び避難支援者は、避難支援に關係する目的以外に名簿及び個別支援計画を使用してはならない。

4 個別支援計画の確認

町が作成した個別支援計画については、要援護者本人及び避難支援者による確認を行い避難支援体制の確立を図るものとする。

第4章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

1 避難準備情報等の提供

町は、要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、安全な避難行動が行われるよう、要援護者が避難行動を開始するための情報及び避難支援者が要援護者への避難支援を開始するための情報（以下「避難準備情報等」という。）を提供するものとする。

2 避難準備情報等の具体的な判断基準

大子町地域防災計画による。

3 情報伝達体制の整備

(1) 地域における情報伝達体制

町は、広報車を活用して避難準備情報等を提供する。また、発令された避難準備情報等が要援護者や避難支援者を含めた地域住民に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関及び福祉関係機関への情報伝達体制

町は、町地域防災計画に基づく情報伝達方法により、避難準備情報等の防災関係機関及び福祉関係機関への積極的な情報提供を行うものとする。

4 多様な情報伝達手段の利用

町は、避難準備情報等の情報伝達について、要援護者の身体的特性等に応じ、電話やファクシミリ、電子（携帯）メール、訪問、紙面利用など多様な情報伝達手段の利用に努めるものとする。

第5章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 要援護者の避難体制等整備

(1) 地域における避難体制整備

自主防災組織、行政区や連絡班を範囲とする地域住民等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

(2) 町における避難支援体制整備

町は、避難準備情報等に基づいて、要援護者避難支援班を設置し、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整えるものとする。避難準備情報が発令される等、避難が必要な段階において、要援護者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要援護者避難支援相談窓口を設置し、要援護者や避難支援者からの避難支援要請等を受け付けるものとする。

2 避難に必要な資機材の確保支援

町は、防災や避難資機材の整備を図る自主防災組織、行政区や連絡班を範囲とする地域住民等に対し、助成事業の活用や補助申請に関する支援を行うものとする。

3 要援護者の状況に配慮した避難支援方法の普及

町は、要援護者の状況に配慮した避難支援の方法について、広報紙やホームページ等を通じて住民に周知するとともに、避難支援者には、研修の実施や避難支援訓練を実施するよう努めるものとする。

4 安否確認情報の収集体制

(1) 安否情報収集窓口の設置

町は、要援護者安否情報窓口を設置し、要援護者の安否（避難）情報を収集するものとする。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、要援護者を避難先へ移送した場合や要援護者の親戚宅等への避難情報等を得た場合、安否情報窓口に報告するものとする。

第6章 福祉避難所による支援

要援護者は、心身の状態や障害の種類によっては、一般の避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい。そのため町では、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備するものとする。

1 福祉避難所の指定（協定の締結）

(1) 福祉避難所の指定方法

町は、福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、協力を得られる社会福祉施設等と事前に協定を締結しておく。協定の締結においては、福祉避難所として適当な施設であるかどうか調査し、施設に協力を得る事項について十分説明し、理解を得ることとする。

(2) 福祉避難所の指定要件

- ①耐震・耐火構造の建築物であること
- ②土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域外であること
- ③原則としてバリアフリー化していること

2 福祉避難所の整備

町は、避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・器材を確保するものとする。

【参考資料】

災害時要援護者登録申請書兼台帳
個別支援計画

地区名 :	整理番号
-------	------

災害時要援護者登録申請書兼台帳

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

(印)

電話番号

災害時要援護者名簿に登録したいので、大子町災害時要援護者登録制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、私が申請した個人情報及び作成された個別支援計画について、災害時の安否確認、情報提供、避難誘導等のために、町の関係部署、避難支援者、大子町社会福祉協議会、民生委員児童委員、大子警察署、行政連絡区長及び自主防災組織に提供されることに同意します。

災害時要援護者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	(男・女)		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	電話番号	F A X		
	□高齢者	<input type="checkbox"/> 要介護等 <input type="checkbox"/> ねたきり <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者夫婦等世帯		
	□障害者	<input type="checkbox"/> 身体 : 障害の内容 () <input type="checkbox"/> 知的 : <input type="checkbox"/> 最重度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 精神 : 障害の内容 ()		
	□その他	()		
	住 所	電話番号		
緊急時の家族等の連絡先	氏 名	続 柄		
	住 所	電話番号		
	氏 名	続 柄		
	住 所	電話番号		
家族構成・同居状況等				
居住建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 (階建て) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 (階建て) <input type="checkbox"/> 造 (階建て)			
日中活動の場所			緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
避難準備情報等伝達者	区 長	フリガナ	電話番号	
		氏 名	F A X	
	民生委員	フリガナ	電話番号	
		氏 名	F A X	
	避難支援者	フリガナ	電話番号	
氏 名		F A X		

個別支援計画

要援護者 住 所

氏 名

1 本人情報

血 液 型	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> AB (R h +・-)
かかりつけの病院等	住 所
	名 称
	電話番号
治療中の疾病・服用薬 の種類、補装具等状況	
普段いる部屋・寝 室の位置(明示)	

2 個別支援計画

避 難 支 援 者	住 所	電話番号	
	フリガナ 氏 名	関 係	
	住 所	電話番号	
	フリガナ 氏 名	関 係	
	住 所	電話番号	
	フリガナ 氏 名	関 係	
避 難 場 所	1	2	
情報等伝達・避難 誘導・避難先での 留 意 事 項 等			

大子町災害時要援護者避難支援計画

編集発行 大子町
平成24年12月
事務局 大子町役場福祉課 社会福祉グループ
〒319-3526
茨城県久慈郡大子町大字大子866番地
電話 0295-72-1117
FAX 0295-72-1167